

金利指標改革フォーラム
「市中協議のポイントと金利指標改革を巡る国内外の検討状況」
開会挨拶

(金融庁総合政策局長 森田 宗男)

令和元年8月1日(木) 於：日本銀行本店

(はじめに)

金融庁総合政策局長の森田でございます。

平素は、金融行政にご理解・ご協力賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、本日のフォーラムの開催を、心よりお慶び申し上げます。

さて、日本円金利指標に関する検討委員会の取り組みについては、先ほど日本銀行の清水局長からお話があったところですので、本日、私からは、LIBORから移行を図る必要性や対応のあり方について申し上げたいと思います。

1. LIBORの公表停止に向けた対応の必要性

まず第1点目は、LIBORの公表が、2021年末以降は恒久的に停止する懸念が高まっており、そうした認識の下での対応が求められているのではないかという点です。

LIBORの監督当局である英国FCA(金融行為規制機構)のベイリー長官が、「2021年末以降、LIBORを存続させるための公的な支援を行わない。」旨、表明したのは2017年7月のことですが、その後も、英米の当局者から、LIBORの存続に関する厳しい見方が繰り返し示されています。

また、LIBORはパネル行のレート提示により成り立っている金利指標ですが、運営機関やパネル行の判断次第で、これまでのようなレート提示が行われなくなる可能性もあります。

LIBORは、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられていますが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されています。

もし備えのない状態でLIBORの公表が停止されれば、どのようなことが起きるでしょうか。金融安定理事会(FSB)によれば、円のLIBORを参照した取

引は、2014年3月時点で約30兆ドルあるとされています。例えば、こうした膨大な契約に関する利息の受払い額が決定できなくなり、多様な市場関係者の決済に不都合が生じる可能性があります。

このため、LIBORという金融の重要なインフラストラクチャーが無くなる可能性があるということ、しかも2021年末という時限を意識して必要な対応をしていかなければいけないという点を、まず強調したいと思います。

2. LIBORからの移行に向けた対応

第2点目は、LIBORから移行するための対応のあり方についてであります。

この点、日本円金利指標に関する検討委員会では、金融市場参加者や事業法人を含む金利指標ユーザーの皆様が中心となり、金融商品や取引の性質に応じて円金利指標を適切に選択し利用していくための検討が進められてきました。まずは、市場参加者の皆様に、こうしたフォーラムの場を活用して、検討委員会の市中協議について理解を深めて頂ければと思います。

その上で、自社が保有するLIBOR参照の契約状況や残高について把握されていない場合には早急を実施して頂くとともに、業務フローやリスク管理などへの影響も検討して頂くことが必要です。

では、LIBORの公表停止の影響を緩和させるために、どのような対応が考えられるでしょうか。

- ・ まず、新しい契約には、できる限りLIBOR以外の金利指標を利用することで、LIBORを参照する契約残高を減らしていくことが考えられます。
- ・ また、満期が2021年末を超える既存契約には、予め契約上で後継金利の計算方法を定める『フォールバック』条項を追加することが考えられます。
- ・ 止むを得ず、今後、満期が2021年末を超える新規契約にLIBORを参照する必要がある場合には、最低限、フォールバック条項を定めた上で、新規契約を行うことも考えられますが、そうした場合には、LIBORを継続利用するリスクは、自社だけが有するのではなく、金融取引の種類によっては顧客や幅広い市場関係者に拡散させてしまうことに、留意して頂きたいと思います。

3. 金融庁の役割

金融庁としても、LIBOR からの円滑な移行を図るため、市中協議で示されている移行計画の実現に向けて、市場全体の取組みを支援していきたいと考えています。例えば、選択肢の一つである日本円ターム物 RFR 金利（スワップ）の構築や将来の算出・公表に向けた準備など、皆様が安心して利用いただけるような、頑健な代替金利指標の構築をサポートしていきます。TIBOR についても、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務の適切性や、運営機関が進める頑健性向上に向けた取組みを、引き続きサポートしていきたいと考えています。

また、事業法人の皆様が準備を進めていく上でも、金融サービスを提供する金融機関側の準備状況が重要になります。金融庁としても、金融機関側の移行計画のレビューなど、必要なモニタリングを実施し、金融機関が顧客に対して、適時に適切な金融サービスを提供できるよう、促していきたいと考えています。

（最後に）

この問題が与え得る影響の大きさに鑑み、先程申し述べたベイリー長官のスピーチ以降、欧米当局においても金融機関や市場関係者に対して、緊迫感を持って具体的な検討を進め、直ちに行動に移していくよう、累次に亘る強い働きかけが行われてきています。

先月 15 日にも、米国 NY 連銀のウィリアムズ総裁は、2021 年末までに 901 日しか残されていないとして、早急に移行に向けたアクションを取らなければならないと演説されています。

LIBOR への対応に当たっては、こうしたグローバルな流れを念頭におきながら対応を進めて頂くよう改めてお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

ご静聴、ありがとうございました。

（以 上）